

基本政策3

やすらぎの拠点づくり

■基本施策1 生きがいと安らぎの福祉

(1) 取り組み状況と成果

① 子育てと生活の両立支援

○ 時間外保育・休日保育・学童保育の充実

- ◇ 延長保育、一時預かり保育等の保育サービスを提供しました。なお、病児・病後児保育においては、私立保育園で看護師を配置しました。
- ◇ 幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設（幼保連携型認定こども園）を開設し、未満児保育の拡充を図りました。

○ ファミリーサポートセンター[※]の設置

- ◇ ファミリーサポートセンターを設置し、制度の内容について、広報紙・市ホームページへの掲載やパンフレットの作成・配付などにより市民への周知徹底を図りました。

② 家庭や地域における養育機能の充実

○ 地域子育て支援センター[※]の設置推進

- ◇ 「地域子育て支援事業」により、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行いました。

○ 家庭における養育が困難な世帯への指導・支援

- ◇ 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を実施するとともに、講演会や研修会を実施しました。

※ファミリーサポートセンター 市町村が設置する仕事と子育ての両立をサポートする組織。ただし、行政が一方向的にサービスを提供するのではなく、「育児の援助を行う人（提供会員）」と「育児の援助を受ける人（依頼会員）」がそれぞれ会員になり、互いに助け合いながらサービスを提供しあう有償のボランティア活動のことです。

※地域子育て支援センター 保育所などを拠点として、そこに入所している子どもだけでなく、それ以外の子どもとその親に対しても、子育てのさまざまな支援サービスを提供する施設のこと。具体的には、保育所に入所している家族以外に対する子育て相談の対応や子育てに関する情報の提供などです。

③ 子どもにとっての安心・安全なまちづくり

○ 施設整備の充実

- ◇ 公立保育園の耐震診断や改修工事を実施し、施設整備を進めました。また、歩道の整備、街路灯、防犯灯等の整備を実施しました。

○ 学校周辺や通学路等の防犯対策

- ◇ 地域ボランティア防犯パトロール「子どもまもり隊」の体制を整備するとともに、小学校にスクールガードリーダーを配置し、また新一年生全員に防犯ブザーを配付して登下校時の児童の安全確保に努めるなど、安全な地域づくりを推進しました。

○ 住民主体の安心・安全づくり

- ◇ 各学校において通学路の危険箇所の把握に努めました。

④ 高齢者の多様な生きがいづくりの支援

○ 高齢者の働く場の創出

- ◇ シルバー人材センターに高齢者の派遣を依頼して、田富福祉公園および田富・豊富温泉施設の管理を行っています。

○ 高齢者の社会活動参画

- ◇ 中央市ことぶきクラブ連合会および中央市ことぶきマスター連絡協議会への活動補助金の交付や、市社会福祉協議会への事務委託を通じて、高齢者の活動を支援しています。

○ 世代間交流の促進

- ◇ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業により、平成23年度は44の自治会に対して敬老会や軽スポーツ等を実施するための補助金を交付しました。

○ 高齢者の活動拠点の整備

- ◇ 福祉拠点施設の整備として、温泉施設や福祉施設の老朽化に伴う施設建物・施設機器類の改修工事を必要に応じて実施しました。

○ 高齢者保健福祉計画等の策定

- ◇ 中央市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）を策定しました。

⑤ 高齢者の健康づくりと自立の支援

○ 高齢者の状況に対応した支援・相談体制の整備

- ◇ 高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センター※を整備し、相談者を支援しています。また、相談室の充実、保健師の確保など、相談体制の強化を図りました。

○ 健康づくりに関する相談・教育等の推進

- ◇ 一次予防事業として、ふれあい健康塾を開催するとともに、地域公民館等で介護予防教室を実施しました。
- ◇ 二次予防事業として、要介護状態にならないよう運動機能や口腔機能の維持向上を図る介護予防教室を実施しました。また、「健康体操サポーター」を養成し、地域での介護予防活動の展開を支援しています。

○ 在宅福祉サービスによる支援

- ◇ 在宅高齢者への「配食サービス」や、「高齢者乳酸菌飲料友愛訪問事業」、「住宅用火災警報器の給付事業」、「家具転倒予防事業」などを行っています。

⑥ きめ細かなニーズに対応した介護保険の整備

○ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の強化

- ◇ 総合相談体制の強化を図るため「専用相談室」を2室設置し、総合相談員として専任の保健師を確保しました。

○ 地域密着型サービスの充実

- ◇ 平成23年4月、市が新たに指定した地域密着型サービス施設（1施設）が開所し、利用者の拠点整備が進められました。

○ 介護予防事業の推進

- ◇ 事業の対象となる市民の把握に努めました。また、一次予防事業として、ふれあい健康塾、ふれあいサロン、健康教室等を開催し、二次予防事業として、運動機能向上事業、口腔機能向上事業を行いました。

○ 保健、福祉窓口の充実、強化

- ◇ 地域包括支援センターの総合相談業務を強化(相談室の設置・専任相談員の設置・組織配置の見直し等)し、高齢者に係る相談内容に全般的に対応できる体制を整えました。

※地域包括支援センター 高齢者の生活を支援する地域における総合的なマネージメントを担う機関で、総合的な相談窓口機能、介護予防マネージメント、包括的・継続的マネージメントの支援の機能があります。

○ 計画的な介護保険事業の推進

- ◇ 平成23年度に「第5期介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業の計画的な推進体制を整備しました。

⑦ 地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり

○ 福祉に対する住民意識の啓発と住民参画の推進

- ◇ 福祉教育講座等を実施し、市民の福祉と地域づくりへの理解を深めました。

○ 地域住民によるボランティア活動の推進

- ◇ ボランティア登録を推進し、登録団体数の増加に努めました。

⑧ 道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン[※]化の推進

○ バリアフリー化の推進

- ◇ 県条例（山梨県障害者幸住条例）に基づき、新規建築物や既存の公共施設のバリアフリー化を推進しました。

⑨ 福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備

○ 相談・ケアマネジメント体制の充実

- ◇ 昭和町と共同で「中央市・昭和町障がい者相談支援センター」を開設し、相談・支援にあたる専門員を集約して、障がいの種別を問わないワンストップの相談や専門員による柔軟な支援を可能とするなど、相談・支援体制を強化しました。

○ 各種相談事業の有機的連携の構築

- ◇ 市社会福祉協議会に委託して、協議会との連携のもと相談支援事業等を推進しました。

○ 地域福祉計画の策定

- ◇ 中央市地域福祉計画(平成24年度から平成28年度)を策定し、「地域福祉を推進するネットワーク体制の充実」や「気軽に相談できる体制の充実」などを今後計画的に推進すべき施策に位置づけました。

※ユニバーサルデザイン 性別や年齢差、障がいの有無など個々の能力などに関わらず利用することができるデザインや商品、あるいは施設などを指します。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 女性の社会進出に伴い、授業の終了後にも児童館などを利用して子どもに適切な遊びや、生活の場を提供してくれる放課後児童クラブへのニーズが高まっていますが、地域によっては受け入れる余裕がない場合もあります。こうした地域格差をなくし、的確にニーズに応じていく必要があります。
- ◆ 適切に正規職員保育士を確保し、病児・病後児保育など子育て世代の保育サービスに対するニーズに応じていくことが求められています。
- ◆ 核家族化の進展に伴い、若い親にとって子育てに関する相談相手が身近にいないという問題があります。育児不安や児童虐待、ネグレクト^{*}等の問題につながることもあり、行政、ボランティア団体、各種団体との連携による子育て支援体制を整備する必要があります。また、生活習慣の乱れなどにより、家庭における親の養育する力が弱くなっている状況もみられることから、子どもを持つ親の自立と自覚を促すため、親の子育てに関する学習の場や機会を提供していくことも求められています。
- ◆ 市民全体に占める高齢者人口の割合が年々増加する中、高齢の市民にとって暮らしやすく生きがいを見だしやすい地域づくりを進めるため、高齢者の社会参加を促す取り組みがますます必要となっています。
- ◆ 高齢者の一人暮らし世帯や夫婦世帯をはじめ、支援が必要な高齢者を抱えた世帯も増加していくため、高齢者に関する相談支援事業のさらなる充実強化が必要となっています。高齢者を対象とした総合相談窓口として地域包括支援センターが設置されており、市民による活用促進に向けた取り組みも求められています。
- ◆ 介護保険認定者が増加しており、介護保険制度を安定的・持続的に運営していく観点からも、要介護状態となることを予防するための取り組みが特に重要になっています。また、認知症の高齢者も増加傾向にあり、平成23年度現在465人（高齢者人口に占める割合は8.2%）と県全体の割合（同7.9%）を上回って推移している状況にあるため、認知症予防の取り組みも必要となっています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、介護、医療、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム^{*}」のさらなる推進が求められています。

^{*}ネグレクト 育児放棄ともいい、食事や衣服を適切に与えないなど、幼児や低年齢児童の養育を著しくおこたることを指します。

^{*}地域包括ケアシステム 地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス、在宅ケア・リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する仕組みのことです。

- ◆ 障がいのある市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要な時に必要な障害福祉サービス等を利用できるような体制の強化が必要となっています。特に、グループホームやケアホーム等の居住系サービスのさらなる充実に向け支援していく必要があります。また、障がいのある市民の就労機会を確保し、安定した生活を実現していくため、就労支援サービス提供事業者等の関係機関との連携強化も求められています。
- ◆ 障がいのある市民の社会参加を推進するため、外出時の行動が円滑に進むよう、バリアフリーのまちづくりを進めていくことが必要です。具体的には、歩道の整備など歩行空間の確保、段差の解消、障がい者用トイレや肢体不自由児（者）のニーズに対応したおむつ換えスペースの整備等が求められています。
- ◆ 生活保護に関しては、近年における社会情勢の変化により申請件数が急増し、今後も受給者の増加が見込まれています。最近の傾向として、企業倒産等により就業機会を失った40歳代から50歳代の層が目立ってきているため、就労支援の強化による経済的自立の促進が必要となっています。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 子育てと生活の両立支援

○ 子育て世代の雇用環境改善に向けた意識啓発

父親の育児休暇取得や母親の就労支援など、子育てと仕事が両立できる環境づくりが進むよう、企業・社会の意識向上を図ります。

□ 雇用と育児の両立に向けた啓発活動の推進

○ 時間外保育・休日保育・学童保育・未満児保育の充実

市民・NPO・ボランティア・企業との連携による担い手の確保や保育士の適正人員確保により、保育サービスを充実させます。

病児・病後児保育、延長保育、一時保育等、保育サービスの拡充を図ります。

幼保連携型認定こども園の整備を支援することにより、3歳未満時定員の拡充を図ります。

□ 病児・病後児保育の適切なサービス提供の推進

□ 延長保育、一時預かり保育の適切なサービス提供と拡充の推進

□ 幼保連携型認定こども園の整備推進

○ ファミリーサポートセンター事業の推進

ファミリーサポートセンターの利用者数や提供会員数の増加を図り、センターの有効活用や事業展開の充実を図ります。

- センターの事業内容の周知・広報活動の推進
- 提供会員向け研修・交流機会の提供
- センターの催し内容の充実

○ 放課後児童の受け入れ体制整備

市民・NPOとの連携による受け入れ体制の整備とともに、引き続き放課後児童クラブの施設充実を図ります。

- 放課後児童クラブの施設の充実

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|----------------|--------------|--------------------------|---------|-----|------|-----|--------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| ファミリーサポート利用件数 | 年間利用件数 | 計画期間終了年度までに月100件の利用を目指す。 | 0件 | H18 | 242件 | H23 | 1,200件 | H29 |
| 病児・病後児保育実施保育園数 | 実施保育園数 | 計画期間終了年度までに公立1園の実施を目指す。 | 0保育園 | H18 | 1保育園 | H23 | 2保育園 | H29 |
| 延長保育実施保育園数 | 実施保育園数 | 計画期間内に私立2園の実施を目指す。 | 5保育園 | H18 | 7保育園 | H23 | 9保育園 | H29 |
| 放課後児童クラブ利用者数 | 放課後児童クラブ利用者数 | 定員270人の95%の利用率を目指す。 | 189人 | H19 | 243人 | H23 | 260人 | H29 |

② 家庭や地域における養育機能の充実

○ 地域子育て支援センターの設置推進

地域子育て支援センターの設置を進めるとともに、積極的な情報提供により有効活用を図ります。

- 地域子育て支援センターの設置に対する支援
- 地域子育て支援センターに関する市民への周知・広報

○ 家庭における養育が困難な世帯への指導・支援

親の子育てに関する学習機会を提供し、家庭における養育機能の向上を図るとともに、子育て指導にあたる指導者の育成や相談体制の整備を進め、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進します。

- 子育てに関する学習事業の実施
- 養育支援に係る情報収集や支援ケースの研究機会の充実
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有、研修機会の確保

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------------|--------------|--------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 地域子育て支援センター数 | 地域子育て支援センター数 | 田富1箇所、豊富1箇所の計2箇所の設置を目指す。 | 1箇所 | H18 | 2箇所 | H23 | 4箇所 | H29 |

③ 子どもにとっての安心・安全なまちづくり

○ 施設整備の充実

安全面に配慮した保育所の施設整備を進めます。また、各学校やPTAの要望をもとに、通学路の整備、街路灯・防犯灯等のさらなる整備に努めます。

- 保育所の安全性向上に向けた施設整備
- 通学路の安全性確保の推進
- 街路灯、防犯灯等の整備の推進

○ 学校周辺や通学路等の防犯対策

各学校において「子どもまもり隊」のメンバー確保に努めるなど、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制や環境づくりをさらに強化していきます。

- 子どもまもり隊の充実強化

○ 住民主体の安心・安全づくり

各学校において調査・把握した子どもにとっての危険箇所について、市で一元的に把握し管理体制を強化するとともに、児童や地域住民に危険箇所について知っていただき、事故の防止や交通安全の啓発を図ります。また、住民同士のあいさつの励行により、防犯力の強い地域づくりを進めます。

- ヒヤリハット・マップの作成および周知
- あいさつ運動の推進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|-------------|---------------|--------------------------|---------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 子どもまもり隊加入人数 | 子どもまもり隊への加入人数 | 前期計画策定時から10%程度の人数増加を目指す。 | 181人 | H18 | 173人 | H23 | 200人 | H29 |

④ 高齢者の多様な生きがいづくりの支援

○ 高齢者の働く場の創出

シルバー人材センターの有効活用を進め、労働による社会貢献を通じた高齢者の生きがいづくりを支援します。

- シルバー人材センターとの連携による高齢者人材の活用

○ 高齢者の社会活動参画の推進

ことぶきクラブ(老人クラブ) やことぶきマスター活動について、市社会福祉協議会と連携して加入促進と活性化を図り、社会活動への参加や地域への貢献を通じた高齢者の生きがいづくりを支援します。

- ことぶきクラブ連合会およびことぶきマスター連絡協議会の活動支援

○ 高齢者の地域内交流の促進

敬老会や軽スポーツ等の実施により、地域内交流の促進や閉じこもりの防止、健康増進の支援を行っていきます。

- 敬老会や軽スポーツ等の高齢者参画型事業を行う自治会に対する活動支援

○ 高齢者の活動拠点・憩いの場の整備

既存の福祉拠点施設の整備と計画的管理を適切に進め、高齢者による有効活用を図ります。

- 温泉施設や福祉施設の改修整備および利用促進

○ 在宅福祉サービスによる支援

在宅高齢者のニーズを的確に把握し、必要とされる支援が適切に提供されるよう努めます。

□ 配食サービス、高齢者乳酸菌飲料友愛訪問事業等の実施

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|-------------|---------------|---------------------------------------|---------|----|---------|-----|---------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 市立温泉施設の利用者数 | 市立温泉施設の年間利用者数 | 計画期間終了年度までに、施設年間利用者数の現況からの約10%増加を目指す。 | - | - | 62,861人 | H23 | 70,000人 | H29 |

⑤ 介護予防の推進と健康長寿への支援

○ 高齢者の状況に応じた支援・相談体制の整備

身近な相談窓口を設置するとともに、事業所・保健所・医療機関・各種団体等とのネットワークを構築し、さらに相談体制の整備を図ります。

□ 地域包括支援センターの充実強化

○ 介護予防事業の推進

要介護状態となることを防ぐため、二次予防事業として、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等の支援を行います。また、元気な一般高齢者に対し、一次予防事業として、健康相談、健康教育、ふれあいサロン、ふれあい健康塾、介護予防講演会等を実施します。また、認知症予防の取り組みも進めていきます。さらに、健康体操サポーターや介護予防ボランティアの養成を行っていきます。

□ 介護予防教室等の実施

□ 脳トレ等認知症予防教室の実施、認知症サポーター養成

□ 健康体操サポーター、介護予防ボランティアの養成および介護予防活動実践への支援

□ 介護支援ボランティアポイント制度の推進

○ 健康づくりの推進

若い時期からの生活習慣病予防等の健康づくりの推進を行い、さらに介護予防事業（一次予防事業）の充実を図ります。

□ 健康づくりの推進

○ 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の強化

専門職等の人材確保により生活面におけるきめ細かい総合相談等をさらに実施していきます。

地域包括ケアシステムの構築

○ 保健福祉窓口の充実・強化

保健福祉の連携を図り、ネットワークを構築し、総合相談窓口の設置と有効活用を進めます。

総合相談等の実施

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|------------|----------------|---------------------------------|---------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 健康体操サポーター数 | 資格者数÷高齢者人口×100 | 資格者人口の割合について年間あたり約0.4ポイント増を目指す。 | 0.6% | H19 | 1.8% | H23 | 4.4% | H29 |

⑥ 介護サービスの充実と計画的な介護保険事業の推進

○ 介護・介護予防サービスの提供体制の充実

居宅サービスについては、サービス供給量を十分に確保し、質の高いサービスが選択できるよう事業者を指導していきます。また、介護支援専門員やサービス提供事業者と連携して、利用者のニーズに応じたサービス基盤の確保に努めます。

施設サービスについては、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整し、施設の安全・衛生の向上に関する指導を徹底するとともに、施設職員等の資質・技術の向上を図るための研修等への参加を支援していきます。

地域密着型サービスでは、地域の実情等を勘案しつつ、事業者の指定や指導監督を適切に行います。

- 居宅サービスに係る供給量や基盤の確保
- 施設サービスに係る適切な指導監督や人材育成支援
- 地域密着型サービスに係る適切な指導監督

○ 介護給付適正化事業の推進

介護サービス利用者や介護者に対し、サービスの種類や利用方法等の情報をわかりやすく提供します。また、事業所の質の向上に資するため、事業者連絡会等の場を活用して

の情報提供を行っていきます。

要介護認定に係る調査と審査の整合性を点検し、認定事務の適正化を徹底します。また、利用者の介護サービス利用に関する意識向上と事業所の架空・過剰請求の防止に努めます。

- 市ホームページやパンフレット等による介護サービスの情報提供の推進
- 事業者に対する情報提供の推進
- 要介護認定事務の適正化の推進
- 介護保険利用者に対する介護給付通知書の送付
- 福祉用具購入および住宅改修サービスの検証とサービス充実の推進

○ 計画的な介護保険事業の推進

安定的で持続可能な介護保険事業運営のため、第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）を策定します。

- 第6期介護保険事業計画の策定および推進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|---------------|-----------------------|---|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 要介護(支援)認定者率 | 要介護(支援)認定者数÷高齢者人口×100 | 認定者率の伸びを抑制し、前期計画策定時から年間あたり約0.2ポイントの微増にとどめることを目指す。 | 13.3% | H19 | 14.7% | H23 | 15.5% | H29 |
| 地域密着型サービス利用者数 | 年間利用者数 | 前期計画策定時から年間あたり10人程度の利用者の増加を目指す。 | 7人 | H19 | 56人 | H23 | 100人 | H29 |

⑦ 地域、児童、障がい者、高齢者の福祉に配慮したまちづくり

○ 福祉に対する住民意識の啓発と住民参画の推進

学校・地域における福祉教育の推進や相互扶助の精神による地域社会の再生を進めます。

- 福祉教育講座等の実施

○ 地域住民によるボランティア活動の推進

ボランティア意識の高揚を図るため、市民に対する普及啓発を進めるとともに、ボランティア登録団体のさらなる増加と活動の活発化を図ります。

- ボランティア活動に関する普及啓発
- ボランティア団体の登録制度に関する広報・周知および団体の活動支援

○ 障害福祉サービス等の提供体制の拡充

障がいのある市民が必要なサービスを適時に受けられるよう、利用者に対してサービス内容等に関する周知を図るとともに、市内において提供される障害福祉サービス等の供給量や種類の増加、質の向上に向けた支援を行います。

- 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実
- グループホームやケアホーム等の居住系サービス等の充実に向けた事業所の支援

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|-------------|-----------------|----------------------------|---------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 福祉教育講座等の開催 | 福祉講座・福祉映画会等の開催数 | 前期計画策定時から、講座等の開催数を倍以上とする。 | 2回 | H19 | 4回 | H23 | 5回 | H29 |
| ボランティア登録団体数 | 市社会福祉協議会への登録団体数 | 前期計画策定時から、年間あたり1団体の増加を目指す。 | 27団体 | H19 | 29団体 | H23 | 37団体 | H29 |

⑧ 道路や公共施設における連続したユニバーサルデザイン化の推進

○ 道路や公共施設、民間商業施設等における連続したバリアフリー化の推進

山梨県障害者幸住条例に基づき、新規の建築物や既存の公共施設のバリアフリー化を促進します。

- 山梨県障害者幸住条例に基づく民間商業施設等の適切な指導監督
- 公共施設のバリアフリー化に向けた改修整備の推進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|------------------|-------------------------|------------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| オストメイト*対応トイレの設置数 | 公共施設のオストメイト対応トイレ設置数(累計) | 前期計画策定時から、5年ごとに1箇所程度の設置を目指す。 | 0箇所 | H19 | 1箇所 | H23 | 2箇所 | H29 |

* オストメイト 疾病により、腹部に人工肛門や人工ぼうこうなどの人工的な排せつ口をつけた方のこと。オストメイト対応の多目的トイレでは、オストメイトの方が排せつ物の処理を行うことができます。

⑨ 福祉サービス利用に関する相談・支援体制の整備

○ 相談・ケアマネジメント体制の充実

ワンストップ相談体制の整備や精神保健福祉士など専門家による支援を進めます。

ワンストップ相談体制の整備に向けた検討

○ 各種相談事業の有機的連携の構築

福祉支援ネットワークの充実や福祉専門家の育成と確保により、相談事業の連携を深めていきます。

相談支援を行う機関相互のネットワーク化の推進

相談支援担当者の知識や技能の向上の促進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|-------------------|---|----------------------------------|---------|----|-----|-----|------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 経済的自立に移行した生活保護世帯数 | 就労支援人の就労指導や公共職業安定所への同行訪問により経済的自立に結びついた生活保護世帯数 | 生活保護世帯への就労支援により年間2件程度の経済的自立を目指す。 | - | - | 0世帯 | H23 | 10世帯 | H29 |

(4) 施策全体に関わる数値目標

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|-------------------|-------------|---|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 子育て環境の満足度 | 市民アンケート、満足度 | - | 43.2% | H18 | 59.9% | H23 | 65.0% | H29 |
| 高齢者・障がい者福祉に対する満足度 | 市民アンケート、満足度 | - | 46.8% | H18 | 54.6% | H23 | 60.0% | H29 |

■基本施策2 健やかな暮らしの実現

(1) 取り組み状況と成果

① 思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援体制の整備

○ 思春期の心と体の健康増進

- ◇ 中学生を対象に思春期教室を行い、乳児と触れあう体験などを通じて命の大切さを理解できるような保健教育や健康教室を実施しました。

○ 親子の心の問題に対する支援

- ◇ 「育メン教室」等の開催により、父親の育児参加の推進や支援を行うとともに、母親に対しカウンセリングの機会や子どもへの関わりを学ぶ機会を提供しました。

○ 不妊に悩む夫婦への支援

- ◇ 不妊治療費助成金交付制度により不妊治療への支援を行いました。

○ 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

- ◇ 愛育会と連携してマタニティマークのキーホルダーを無償配付するとともに、マタニティマーク等の趣旨について普及啓発を行い、妊婦に優しい環境づくりを進めました。また、妊婦健康診査の公費負担と検査項目を拡充しました。

② 新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備

○ 小児保健医療水準の維持・向上に向けた環境整備

- ◇ 緊急医療の体制整備のため、小児救急医療運営事業・休日夜間急患診療体制整備事業・甲府市医師会救急医療センター運営費・中巨摩医師会在宅当番医制運営費等に対して、財政的支援を提供しました。
- ◇ 乳幼児健診において事故防止パンフレットの配付を行うとともに、愛育会との協力で事故防止教室を実施しました。また、子の健康状態や養育状況を把握し、育児不安等の相談で早期支援を図ることで、虐待防止や産後うつを防ぐため、「こんにちは赤ちゃん事業」として新生児訪問を行いました。

○ 食育の推進と妊婦の禁煙対策の推進

- ◇ 食育推進計画を策定し、食育を計画的に推進する体制を整備しました。また、母親学級

や離乳食教室、すこやか相談、各乳幼児健診において、栄養士による食育教育を行いました。

- ◇ 妊婦相談、母親学級、パパママ教室や乳幼児健診において、喫煙の弊害や禁煙に関する啓発を行いました。

③ 安心して子育てができる相談・支援体制の整備

○ 子どもを守る取り組みの推進

- ◇ 乳幼児健診において事故防止パンフレットの配付を行い啓発するとともに、愛育会との協力で事故防止教室を実施しました。

○ 保護者への支援の推進

- ◇ 子育てに不安や悩みがある保護者への相談会として、保健師、栄養士を配置して「すこやか相談」を開催しました。
- ◇ 発達に問題を有している、あるいは有する可能性がある児に対して、その特性に応じた適切な指導を行うため、発達相談会を開催しました。
- ◇ 母親のこころの健康づくりや育児を支援するため、乳幼児健診時にストレスチェックとりフレッシュカウンセリング（こころの相談会）を実施するとともに、育児学級の開催や新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）に取り組みました。また、愛育会と共同で父親の育児参加に向けた教室を開催しました。

④ 生活習慣病予防の体制整備

○ 健康な生活習慣を身につけるための支援

- ◇ 家庭訪問・来所相談・電話相談を行うとともに、禁煙対策の必要性について情報提供を行ってきました。

○ すべての市民が健康づくりに取り組める環境整備

- ◇ 公会堂や児童館を利用し、健康づくりに取り組めるような教室を開催しました。また、健康づくりに関する情報をまとめた保健事業年間予定表を全戸配付し、広報紙や市ホームページに詳細を掲載して情報提供に努めました。

○ さまざまな組織が主体的に取り組める環境整備

- ◇ 健康増進計画に基づき、個人・学校・地域や組織・行政の役割を確認しながら、中央市健康づくり推進協議会の場で取り組みの検討を行いました。

○ 特定健康診査・特定保健指導の徹底

- ◇ 特定健康診査および特定保健指導の定着を図るため、広報紙で周知を行いました。また、健康診査受診に関する情報提供および受診勧奨を適時に行いました。
- ◇ 山梨大学と連携を図り、情報通信技術を活用した「ICT健康あっぷ事業」により積極的な保健指導を行いました。

○ 体制整備のための計画策定

- ◇ 第一次中央市健康増進計画(平成20年度から平成24年度)を策定しました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 思春期から妊娠、出産、育児期まで、一連の期間を安全に安心して過ごすことができる母子保健体制の充実が求められています。特に、母体の心身の健全さは生まれてくる児に直接影響する可能性が強いため、妊婦健康診査は重要であり、働き続ける妊婦が増えている中、定期的な健康診査を受診するよう指導を徹底していく必要があります。また、新生児は外界に対する抵抗力が弱く、栄養・環境・疾病予防への配慮が特に求められます。新たに母親となった市民の健康状態や養育状況を把握し、きめ細かな早期支援を行うことで、虐待や産後うつを防ぐことも重要となっています。
- ◆ 少子化対策の一環として、不妊に悩む夫婦への支援の必要性が強まっています。特に、不妊治療は経済的負担が大きいため、その費用負担を軽減することが求められています。
- ◆ 子どもの心身の健康を増進し、豊かな人間形成を図るうえで、「食」の重要性が注目されるようになってきました。栄養の偏り、不規則な食事、過度の痩身志向などは、生活習慣病の増加など深刻な問題につながる可能性をはらんでおり、食に関する正しい理解と態度を養う食育教育を推進していく必要があります。また、家族による喫煙が子どもに及ぼす弊害について、乳幼児を持つ保護者の理解を深め、禁煙に取り組めるよう支援していくことも求められています。
- ◆ 核家族化や、地域住民相互の交流の希薄化等により、母親と子どもが孤立しやすい時代へと変化してきています。母親の育児不安の解消に向けて、経験豊富な高齢者世代を活用した子育て支援や、若い世代の母親同士の交流機会の充実、さらには、父親の積極的な育児参加の確保など、すべての母親に安心を与え、地域ぐるみ・家族ぐるみで子育てがサポートされるような環境づくりをさらに進めていく必要があります。
- ◆ わが国の自殺による死亡者数は、平成10年以降3万人を超える高い水準で推移し、遺族に心理的喪失や経済的損失をもたらすのみならず、社会にも大きな損失を及ぼす重要な課題となっ

ています。本市における自殺者数は、年度による変動はあるものの減少傾向にはなく、社会的問題として行政上の対応を行っていく必要があります。このため、ストレス対策を含むこころの健康づくりや、市民一人ひとりがこころの健康づくりを意識していけるような情報発信を行うなど、ポピュレーションアプローチ（市民全体に働きかけることにより、市民の精神保健上のリスクを少しずつ軽減させ、自殺のない社会へと移行させていくこと）を高めていく必要があります。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 思春期の保健対策と妊娠、出産に関する支援体制の整備

○ 思春期の保健対策の強化

思春期に入る中学生に対して保健教育を積極的に行うことにより、将来の妊娠、出産、育児の段階での母子保健の増進につなげるため、中学生に乳児と触れあう機会を提供して命の大切さを理解させるなど、学校との連携による保健対策を強化します。

中学生を対象とした思春期教室（赤ちゃん抱っこ体験等）の実施

○ 不妊に悩む夫婦への支援

特定不妊治療を必要としている夫婦に対し、不妊治療費を助成して経済的負担を軽減するとともに、出産しやすい環境づくりに向けた支援を行います。

不妊治療費への助成

○ 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

母子手帳の交付を適切に行うことにより、市民の妊娠をもれなく的確に把握し、妊婦から乳幼児まで一貫した母子保健サービスの提供を確実に行っていきます。また、母子保健に関する情報提供を充実させるとともに、妊婦健診への助成や母親学級等による保健指導、妊婦同士の仲間づくりの促進などを通じ、妊娠・出産に関する不安を軽減し、市民が安心して出産に臨むことができるよう支援していきます。

さらに、妊娠・出産に関する父親の意識向上を図るため、啓発や情報提供など、妊婦をサポートする立場にある父親を意識した施策の展開にも努めていきます。

妊婦健康診査の充実および受診の促進

妊婦の交流の場づくりへの支援

マタニティマークの普及啓発

父親を対象とした学習機会の提供

○ 母子保健行政の計画的な推進

母子保健計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、思春期から妊娠、出産、育児期まで一貫した支援を実現するため、体系的・総合的に母子保健行政を推進していきます。

母子保健計画の策定および推進

② 新生児期から乳幼児期まで一貫した支援体制の整備

○ 新生児をもつ家庭への支援

新生児の栄養・環境・疾病予防状況、母親の健康状態や養育状況をきめ細かに把握し、適切な早期支援を図ります。

全戸新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）による保健指導の推進

○ 子どもを守る取り組みの推進

子どもの不慮の事故による死亡や負傷を防ぐため、地区組織と連携した乳幼児の事故防止対策を進めます。また、体の抵抗力が小さい乳幼児が病気にかかり、悪化させることを未然に防ぐため、乳幼児健診の充実など個々の健康状態に応じた支援を推進します。

事故防止パンフレットの配付等による意識啓発

乳幼児健診の充実と受診の促進

○ 小児救急医療の環境整備の推進

病気にかかりやすく、悪化しやすい小児に対して、速やかに適切な処置ができる医療体制の整備を図るため、山梨県や医師会、関係機関との連携を強化し、救急医療体制の整備に向けた支援・協力を行っていきます。

小児救急医療の提供体制整備への支援

○ 食育の推進

栄養バランスや生活リズム、食べる楽しさ、生活習慣病予防の効果など、食に関する正しい知識や情報を得る機会を提供し、市民の食生活向上への支援に努めます。

栄養士による食育関連講座等の実施

○ 禁煙対策の推進

妊婦や乳幼児の家族による喫煙は、低体重児出生率や乳幼児突然死症候群・虫歯・ぜんそく等の危険を高めるとされ、こうした喫煙の弊害について、妊婦や乳幼児の保護者の理解を深める取り組みを推進します。

□ 禁煙の普及啓発活動の実施

○ 母子保健行政の計画的な推進

母子保健計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、妊娠、出産から新生児・乳幼児の育児期まで一貫した支援を実現するため、体系的・総合的に母子保健行政を推進していきます。

□ 母子保健計画の策定および推進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 医療機関を受診した事故件数の割合（1歳6か月） | 1歳6か月健診時までの不慮の事故の割合 | 前期計画策定時の事故件数割合からの半減を目指す。 | 14.0% | H18 | 7.0% | H23 | 7.0% | H29 |
| 医療機関を受診した事故件数の割合(3歳) | 3歳児健診時までの不慮の事故の割合 | 1歳6か月健診までと同等の水準まで引き下げる。 | 29.0% | H18 | 17.7% | H23 | 7.0% | H29 |
| 「こんにちは赤ちゃん事業」による新生児訪問の割合 | 「こんにちは赤ちゃん事業」による新生児訪問の割合 | 計画期間終了年度までに全戸訪問に限りなく近づける。 | 90.0% | H18 | 95.0% | H23 | 99.0% | H29 |

③ 安心して子育てができる相談・支援体制の整備

○ 育児不安の解消と子どものこころの安らかな発達の支援

母親が抱えがちな子育てに関する不安の解消に努め、母子ともに明るく健やかに過ごすことができるよう、育児支援情報の提供、育児に関する相談窓口の提供、乳幼児健診における母親のストレスチェックおよびカウンセリング事業等により、子育て中の母親の不安解消に努めるとともに、育児学級の開催等により地域内交流の機会を提供し、母子が地域社会全体からサポートされるような環境整備を進めます。また、父親の育児参加を促すための支援策も検討していきます。

- 育児相談窓口（健やか相談）の運営
- 乳幼児健診におけるストレスチェックおよびカウンセリング事業の実施
- 育児学級等の開催

④ こころの健康づくり支援体制整備

○ こころの健康づくりに関する普及啓発の推進

地域・学校・医療機関・各種団体等と連携を図りながら、広報紙・回覧板・市ホームページ等を活用してこころの健康づくりに関する情報提供を積極的に行うとともに、市民が関連知識を得られる学びの機会を提供していきます。

- こころの健康に関する広報活動の推進
- こころの健康づくりに関する学習機会の提供

○ 対面型の相談支援体制の整備

こころの健康に関する問題や、解雇・多重債務・健康問題など市民の精神的負担となるさまざまな問題について、関係機関と連携を図りながら個別に相談に応じられる体制を整備し、自殺予防のための早期対応を図っていきます。

- 電話、来所等による相談体制の整備

○ 関係機関との連携

自殺の要因は多様かつ複雑であり、自殺を考えている人を支え・防ぐには、精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要であるため、医療機関、保健所、教育機関、障害福祉関係機関、高齢者福祉関係機関など、さまざまな分野の関係機関と密接に連携して対応していきます。

- 関係機関との連携強化

○ 自殺予防対策の計画的推進

健康増進計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、ライフステージに応じた市民の健康づくりを総合的に進めるとともに、自殺対策推進計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、こころの健康づくりを通じた自殺予防対策を計画的に進めていきます。

- 健康増進計画の策定および推進
- 自殺対策推進計画の策定および推進

(4) 施策全体に関わる数値目標

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|------------------|--|---|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 健康づくり施策に対する市民の不満 | 市民アンケートにおいて、保健・医療・福祉施策の不安・不満要因として「健康づくりへの支援」をあげた人の割合 | — | 20.0% | H18 | 13.1% | H23 | 10.0% | H29 |



■基本施策3 安心と信頼の医療体制

(1) 取り組み状況と成果

① 医療保険財政の健全化

○ 医療費適正化の検討

- ◇ 国の指導に基づく特定健康診査や特定保健指導の積極的な推進により、生活習慣病の発症や重症化の予防を図り、医療費の伸びを緩やかなものに抑制しました。
- ◇ 国民健康保険税の税率統一や税率改正を適時に行うとともに、電話催告や個別訪問による収納額の確保を図り、国保財政の適切な運営に努めました。

② 個々の成長過程に応じた健康づくり支援

○ 生活習慣病予防の推進

- ◇ がん対策として、胃がん・肺がん・腹部超音波(肝がん)・乳がん・子宮がん・前立腺がんの早期発見のための検診を行いました。また、対象年齢に応じて、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポン券を発行して普及啓発をしながら、積極的な受診を勧奨してきました。
- ◇ 健康診査受診に関する情報提供および受診勧奨を適時に行いました。また、特定健康診査および特定保健指導の定着を図るため、広報紙で周知を行いました。
- ◇ 山梨大学と連携し、情報通信技術を活用した「ICT健康あっぷ事業」により積極的に保健指導を行いました。

○ 成長段階や性差に応じた健康増進への取り組み

- ◇ 家庭訪問・来所相談・電話相談を行いました。

○ 市民の主体的参加に必要な情報の提供

- ◇ 健康に関する情報をまとめた保健事業年間予定表を全戸配付し、広報紙や市ホームページに詳細を掲載して、健康づくりの情報を提供してきました。
- ◇ 公会堂や児童館を利用して、健康づくりに取り組む教室を開催しました。

③ 感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携

○ 予防接種に関する正しい知識の普及啓発と積極的な働きかけ

- ◇ 新型インフルエンザによる健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、国や山梨県と連携を図りながら新型インフルエンザ対策行動計画を策定しました。

○ 各関係機関との連携強化

- ◇ 国との連携のもと、はがきや電話による予防接種の個別接種勧奨を行いました。

○ 結核に関する正しい知識と早期発見・早期治療への普及啓発

- ◇ 人間ドックや総合健診時における胸部レントゲン検診の受診を奨励しました。

○ その他の感染症対策

- ◇ 細菌性髄膜炎の予防のため、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種について助成しました。また、日本脳炎の接種勧奨の再開や不活化ポリオの導入など、法律に基づき、予防接種による感染症対策を必要のつど適切に行いました。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 高齢化や感染症の流行などに伴う医療費の増加は、医療保険財政を圧迫しています。加えて、国庫支出金の削減など、国保財政を取り巻く状況は一層厳しさを増していくことが想定されます。国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、生活習慣病予防に効果のある健診の受診促進や保健指導のさらなる強化、ジェネリック医薬品[※]の処方の推奨・推進等により、支出の圧縮を図るとともに、あわせて収入の確保策を積極的に講じていくことが不可欠となっています。
- ◆ 疾病の予防対策には、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」、早期発見・早期治療を目的とする「二次予防」、リハビリなどによる社会復帰を目的とした「三次予防」があります。このうち一次予防対策では、一人ひとりが生活習慣を改善し、健康増進に努めることが基本となります。健康づくりを実践しようとする市民に対し、個々のライフステージに応じた支援を提供するとともに、地域で支えあうことのできる環境を整備していく必要があります。

※ジェネリック医薬品 後発医薬品ともいい、特許が切れた新薬と同じ有効成分や製法を用いて他の製薬会社が製造、供給する医薬品のこと。開発費用が安く抑えられることから、新薬に比べて薬価が安くなります。

- ◆ 健診は、自覚症状のない疾病を発見したり、自覚症状を感じる前の段階で早期に危険因子や疾病を発見したりするための有力な二次予防手段です。健診に関わる医療保険者・事業所・市等の役割分担を明確にし、連携を推進していく必要があります。
- ◆ 本市に立地する山梨大学医学部は、市民の健康づくりのための重要な地域資源であり、同大学との連携をさらに強化しながら健康づくりへの支援を推進していく必要があります。
- ◆ がんは、国民の死亡原因の第1位であり、40歳代・50歳代の働き盛り世代の死亡疾患としても30～40%を占めているため、その対策は重要となっています。
- ◆ 喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病や呼吸器系疾患の原因となるとともに、受動喫煙によって喫煙者の周辺にも健康被害をもたらします。これらの疾病や健康被害を予防するため、禁煙・分煙をさらに推進していく必要があります。
- ◆ 予防接種は、これまで多くの疾病の流行防止に大きな成果をあげ、感染症対策に極めて重要な役割を果たしてきました。今後とも市民の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を維持していく必要があります。
- ◆ 感染症に対する備えとして、市民に正しい知識を持っていただくための情報提供を行うとともに、衛生教育やワクチン接種など、可能な予防手段を推進することが重要です。また、感染症のまん延防止のため、国・山梨県や医療機関と連携を強め、その脅威に対する備えをしておく必要があります。
- ◆ 結核について、近年、抗結核薬に耐性を有する多剤耐性結核の発生、住所不定者や外国籍住民などの感染増加、高齢者における再発など、引き続き予断を許さない状況があるため、患者数の動向等を注視しながら適切に感染拡大を防止していく必要があります。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 医療保険財政の健全化

○ 医療費適正化の検討

医師が処方する薬のジェネリック医薬品への切り替えを推進し、薬代の軽減を通じた医療費の抑制を図ります。

差額通知の送付や広報紙等による普及啓発

○ 適正な医療の提供

特定健康診査や特定保健指導の積極的な推進により、生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療による重症化防止に努め、将来の医療費の抑制を図ります。

- 未受診者対策の強化等による特定健康診査・特定保健指導の受診率向上の促進

○ 収入の確保

国保財政の持続的な運営を確保するため、電話による催告や戸別訪問等による収納確保策を強化していきます。また、医療費に応じた国民健康保険税負担の必要性の観点から、国民健康保険税の見直しについて検討します。

- 催告、訪問等による収納確保の推進
 国民健康保険税の適正水準の検討

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------------------------|--|--|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 国保加入者一人あたりの医療費 (10割分) | 療養給付費・療養費の費用額を年度平均の被保険者数で除して得た10割分相当の額 | 計画期間終了年度までの医療費の伸びを前期計画期間中の水準にとどめることを目指す。 | 212,492円 | H18 | 286,350円 | H23 | 385,000円 | H29 |

② ライフステージに応じた健康づくり支援

○ 生活習慣病予防の推進

生活習慣病予防に関する情報提供を積極的に行っていきます。また、広報やパンフレット、健康教育などの機会を利用し、特定健康診査の受診率向上および保健指導率の向上を図ります。

- 生活習慣病予防に関する情報提供の充実
 特定健康診査等の受診率向上の推進

○ ライフステージに応じた健康増進の支援

学校や企業と連携し、疾病の予防・早期発見のための健診を推進するとともに、本人・家族に対する相談体制の充実・強化を図ります。

- 健診の推進および健康相談の充実

○ 市民の主体的参加に必要な情報の提供

広報紙・回覧板・市ホームページ等を活用し、健康づくりの実践に必要な情報を、ライフステージに応じてわかりやすく分類・整理し、きめ細かに提供していきます。

健康づくり関連情報の提供の充実

○ がん対策の推進

各種がん検診やがんに関する情報提供の充実により、がんによる死亡者の減少を図ります。また、山梨県がん対策推進計画に基づき、県との連携を強化し対応していきます。

がん検診の受診推進

○ 禁煙対策の推進

喫煙が及ぼす健康への影響について、知識の普及を図ります。また、妊婦や乳幼児の保護者に対して、喫煙が子どもに及ぼす影響について啓発するため、母子手帳交付時や母親学級・パパママ教室・育児学級・乳幼児健診等の機会をとらえて情報提供していきます。

禁煙・分煙の環境づくりをすすめるよう広報活動を行っていきます。

喫煙による影響についての普及啓発、情報提供の充実

禁煙・分煙の推進のための広報の充実

○ 健康増進行政の計画的な推進

健康増進計画（平成25年度から平成29年度）を策定し、ライフステージに応じた健康づくり支援施策を総合的に進めていきます。

健康増進計画の策定および推進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|------------|--------------------------------|----------------------------|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 特定健康診査受診率 | 40歳～74歳までの特定健康診査受診者数÷対象者数×100 | 計画期間終了年度までに国の目標である60%を目指す。 | 33.0% | H18 | 43.5% | H23 | 60.0% | H29 |
| 特定保健指導の実施率 | 40歳～74歳までの特定保健指導の終了者数÷対象者数×100 | 計画期間終了年度までに国の目標である60%を目指す。 | 15.0% | H18 | 19.4% | H23 | 60.0% | H29 |

③ 感染症に対する正しい知識の普及啓発と各関係機関との連携

○ 予防接種に関する正しい知識の普及啓発と接種率の向上

乳幼児期においては、健診や育児学級など、母子保健事業のあらゆる機会を通じて情報提供を行い、接種状況の確認をしていきます。

学童・高齢者については、対象者に個別通知を行い、接種勧奨を行います。

医療機関との連携を進める中、予防接種相互乗り入れを推進し、かかりつけ医で接種しやすい体制整備を進めます。

広報紙や市ホームページを活用し、国や市の動向や必要な情報を早期に伝えていきます。

- 予防接種に関する情報提供の充実
- 予防接種を受けやすい環境の整備

○ 結核対策

多剤耐性結核の発生状況に関する情報提供や、結核を発症・再発しやすい層に対する健診の勧奨などを強化し、胸部レントゲン検診受診率の向上を図るなど、結核の感染拡大の抑制に努めます。

- 結核に関する情報提供の充実

○ その他の感染症対策

エイズ・新型インフルエンザ・肝炎等の感染症対策について、保健所や医療機関など関係機関との連携を強化し、対応します。

- 関係機関との連携強化

■基本施策4 まごころをはぐくむ教育

(1) 取り組み状況と成果

① 学校と家庭と地域の連携強化

○ 専門職員の確保と相談体制の整備

- ◇ 中学校へは、スクールカウンセラーおよび心の相談員を配置し、小学校においても、派遣要請によりスクールカウンセラーのカウンセリングを受けられる体制を構築しました。
- ◇ 児童虐待については、児童相談所との連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会実務者会議や支援検討会議（ケース会議）へ参加しました。また、虐待防止に向けて、学校から各家庭へ虐待防止啓発に関するパンフレットを配付するとともに、校長会での専門家による講演実施など、学校の対応力を高めました。

○ LD^{*}・ADHD^{*}・高機能自閉症^{*}等の児童への支援充実

- ◇ LD・ADHD・その他の障がいを持った児童生徒に対して、市単教員（市独自で採用した教員）を配置し、支援体制を充実させました。

② 未来を担う人材の育成

○ 市単教員の採用ときめ細かな教育の実施

- ◇ 市独自に採用した教員を小学校へ配置し、きめ細かな教育を行うとともに、地域の伝統芸能や技能、体験学習を通じ、地域に対する理解や愛着の向上を促しました。

○ 外国籍児童・生徒に対する支援強化

- ◇ 外国籍児童・生徒に対する支援として、小中学校に通訳を配置し日本語指導に力を注ぎました。

※LD Learning Disabilitiesの頭文字で、学習障害の略。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れは見られないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用が著しく困難な状態を指します。

※ADHD Attention-Deficit/Hyperactivity Disorderの頭文字で、注意欠陥/多動性障害の略語。典型的な状態としては、注意が散漫になりがちで不注意、じっとしてられない多動、衝動的な行動が目立つ衝動などがあります。

※高機能自閉症 他者との社会的関係が形成できなかつたり、言葉の発達が遅れたり、特定のものにこだわったりする自閉症の一種ではあるが、知的発達の遅れを伴わない場合を、高機能自閉症といいます。

③ 豊かな「食」に対する理解の向上

○ 食の重要性に対する教育の充実

- ◇ 栄養・食育推進計画に基づき、毎年各小学校の授業の中で米作りなどの体験学習を行うとともに、給食の調理食材には地産地消を心がける等、「食育」を推進しています。

○ 給食施設システムのあり方について検討

- ◇ 既存の給食施設の老朽化、学校給食衛生基準への不適合等の問題を解決するため、給食施設検討委員会を設置し、今後の給食施設システムのあり方について協議・検討を行い、「豊富小学校給食室は新基準に準じているので、当面は田富・玉穂地区の統合をするが、将来的には、本市の小中学校全ての調理を行うことができる給食センターの設置が望ましい。」との答申が出されました。

④ 義務教育施設の整備推進

○ 通学環境、児童生徒数の動向に配慮した通学区域の検討

- ◇ 平成20年度から豊富地区中学生通学区域を玉穂中学校の通学区域に変更しました。

○ 安全性向上に向けた通学路および学校施設の整備

- ◇ 通学路の整備状況について、各小学校において危険区域の内容を確認しました。
- ◇ 環境に配慮した施設整備のため、田富・三村・豊富小学校へ太陽光発電施設を設置し、中学校学習指導要領の改訂による武道の必修化に対応するため、田富中学校へ武道場を設置しました。また、快適な学習環境および災害時の避難経路を確保するため、全小中学校普通教室へ空調設備を設置するとともに、ガラス飛散防止工事を実施しました。

○ 学校施設の耐震化改修の実施

- ◇ 耐震基準を満たしていなかった学校施設について建て替えを行い、今後廃止が決定している建物を除き全施設の耐震化が完了しました。

⑤ 市の独自性のある教育の推進

○ 新市を知る社会科副読本を作成

- ◇ 市内の児童、生徒が、合併後の新市のエリア全域に対して理解し、愛着を持てるようにするため、中央市社会科副読本編集委員会を設立し、同委員会において「わたしたちのまち中央市（田富編・玉穂編・豊富編）」を作成しています。

- 生きる力をはぐくむ教育(生)・命を大切にする教育(命)・信頼し合う教育(信)の実施
 - ◇ 市内中学生を対象に、夏休みを利用したオーストラリア語学研修を実施し、ホームステイ・ファームステイなどの実体験を通じ語学力向上、国際理解の促進につなげているほか、友好都市である中華人民共和国四川省都江堰市と中学生の交流事業を実施しています。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 平成23年度に実施した市民アンケートによれば、学校教育にかかわる市の取り組み方として、引き続き「道徳心・倫理観を重んじた教育の推進」に向けた取り組み強化が求められています。
- ◆ 児童・生徒の安全な暮らしと学ぶ環境を確保するため、家庭、学校、地域社会、行政が連携した体制をより強化していくことが必要です。
- ◆ 外国籍児童に対する言葉の問題などへの対応については、今後も継続的に強化する必要があります。
- ◆ 障がいの重複化や多様化が進み、発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)のある児童・生徒が増加傾向にあります。これらの児童・生徒に対する支援の充実が求められています。
- ◆ 農業が地域に根付く本市では、児童・生徒の健康面への配慮からだけでなく、地域の産業や食文化への関心を高める必要性から、給食を通じた食育を今後とも実践していく必要があります。
- ◆ 今後も引き続き、新たな住民の流入や市内他地域からの転居などによる児童・生徒数の変動を踏まえ、通学区域の見直しについて検討が必要です。また、教育カリキュラムの改善に対応した施設改修については、各学校の状況や児童・生徒数の変動などを踏まえ、老朽化に伴う大規模改修工事計画などとの調整を図りながら、計画的、効率的に実施していく必要があります。
- ◆ 東日本大震災では、多くの学校施設において天井材の落下など非構造部材の被害が生じ、避難所として使用できなかった事例も発生しています。本市の学校施設については、構造体の耐震化は完了しましたが、天井、照明器具、外壁など非構造部材の耐震化は、既存ガラスの飛散防止対策など一部の取り組みにとどまっています。学校施設は、災害発生時の地域住民の避難所としての役割も果たすため、安全性の確保は極めて重要です。学校施設の非構造部材

に対する耐震化の推進が求められています。

- ◆ 身近な地域や市内全域に対する児童・生徒の関心を高めるとともに、市の教育方針に対する市民の理解を促していく必要があります。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 学校と家庭と地域の連携強化

○ 地域社会全体で子どもを育む環境づくり

子どもまもり隊などの取り組みを通じ、学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、地域社会全体で学校を支援する体制整備を進めていきます。

- 学校、家庭、地域との連携強化
- 地域社会全体で学校を支援する体制の整備

○ 専門職員の確保と相談体制の整備

スクールカウンセラー（県事業）や心の教室相談員（市単独事業）などとの連携を強化し、いじめの早期発見と早期対応、不登校の未然防止、問題行動などの課題解決に取り組みます。

児童虐待に関しては、学校、民生児童委員、児童相談所などの関係機関と連携、情報共有を図るなど、問題の早期発見、早期対応に努めます。また、要保護児童対策地域協議会や実務者会議などへ参加し、相談支援体制の向上に努めます。

- 専門職員などとの連携強化
- 相談支援体制の向上
- LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への理解の普及促進と支援の充実

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 不登校になっている児童生徒の割合 | 年間30日以上欠席（病欠を除く）の児童生徒数÷市立学校児童生徒数×100 | 計画期間終了年度までに、1%以下の水準を目指す。 | 1.2% | H18 | 1.5% | H23 | 0.8% | H29 |

② 未来を担う人材の育成

○ 市単教員の採用ときめ細かな教育の実施

市独自に採用した教員（市単教員）を各学校に配置することにより、情報教育、環境教育、国語教育、英語教育、福祉教育、国際交流事業などに力を注ぎ、教育内容の充実を図ります。また、個別指導、習熟度別指導や少人数指導の充実により、児童・生徒へのきめ細かな教育を実施します。

市単教員の採用ときめ細かな教育の実施

○ 外国籍児童・生徒に対する支援強化

外国籍児童・生徒を支援するため、市内小中学校へ配置した通訳と連携し、日本語指導、学習面や生活面の適応指導を推進していきます。また、日本国籍の児童・生徒に対しては、多文化教育を充実し、多様な文化を尊重し受け入れられる心を育てます。また、地域や親世代の相互理解を推進するために交流を促します。

通訳との連携による外国籍児童・生徒に対する教育支援の推進

多文化共生に対する理解の促進

○ 発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）のある児童への支援充実

市独自に採用した特別支援教員を配置し、早期発見、早期支援に向けた支援体制の充実に努めます。支援においては、一人ひとりの子どもの的確な実態把握を行うなど、障がいに応じたきめ細かな対応に努めます。

支援体制の充実、障がいに応じたきめ細かな対応

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|-----------------------------|-----------------|--------------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 通常学級在籍で支援の児童生徒に対応する支援員の設置人数 | 市内小中学校への支援員配置人数 | 現況値の支援体制維持を目標とする。 | 6人 | H19 | 10人 | H23 | 10人 | H29 |
| 外国籍児童生徒に対応する日本語指導者・通訳の設置人数 | 市内小中学校への通訳配置人数 | 計画期間終了年度までに市内小中学校全校への通訳配置を目指す。 | 3人 | H19 | 3人 | H23 | 8人 | H29 |

③ 豊かな「食」に対する理解の向上

○ 食の重要性に対する教育の充実

児童・生徒に望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、「栄養・食育推進計画」を見直し、学校・家庭・地域の連携により「食育」を推進していきます。また、米作りなどの体験学習を実施するとともに、地域の生産者等との協力体制を築き、「まごころ給食」など地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食を学校給食に積極的に取り入れるなど、地産地消を推進します。さらに、栄養教諭、学校栄養職員などの指導により、児童・生徒の地域の食文化に対する関心を高め、食への感謝の心の育成に努めます。

- 「栄養・食育推進計画」に基づく食育の推進
- まごころ給食実施による地産地消の推進
- 児童・生徒の地域の食文化に対する理解促進

○ 給食施設のあり方に関する検討

児童・生徒に対する安全・安心な給食の提供のあり方について、給食施設検討委員会からの答申に基づき、施設の老朽化、衛生面での安全・アレルギー対策などの視点を踏まえ検討を行います。

- 給食施設の建設計画の策定

④ 義務教育施設の整備推進

○ 通学環境、児童・生徒数の動向に配慮した通学区域の検討

通学区域について、今後の児童・生徒数の変動を踏まえ、必要に応じ現在設定されている指定校の見直しを検討します。

- 通学区域の見直し検討

○ 学校施設の耐震化、改修の実施

学校施設の構造体の耐震化は完了しましたが、天井、照明器具、外壁、窓ガラスなどの非構造部材について調査を行い、必要に応じて耐震化、改修などの検討を行っていきます。

老朽化し大規模改修が必要な学校施設については、計画的に工事を実施していきます。また、既に大規模改修工事を実施した施設についても、工事実施から相当の年数が経過しているため、引き続き今後のあり方について検討していきます。

- 学校施設の非構造部材に関する耐震化などの検討
- 大規模改修工事の計画的な実施
- 大規模改修工事済み施設の今後のあり方について検討

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------------------|------------------------|----------------------------|---------|----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 大規模改修(改築)が必要な学校施設数 | 大規模改修(改築)が必要な市内小中学校施設数 | 大規模改修(改築)工事未実施の3校の工事を完了する。 | - | - | 3校 | H23 | 0校 | H29 |

⑤ 市の独自性のある教育の推進

○ 郷土学習の推進

児童・生徒が身近な地域や市内全域に対する理解を深め、郷土への愛着を持てるようにするため、引き続き、郷土学習教材「わたしたちのまち中央市」を活用した郷土学習を推進していきます。同教材については、専門家、歴史家、行政が連携して、概ね3年毎に改訂を行っていきます。また、地域や学校において、自然、環境、伝統、文化などの地域資源や人材を活用した体験活動を推進していきます。

- 「わたしたちのまち中央市」を活用した郷土学習の推進
- 地域資源を活用した体験学習の推進

○ 生きる力をはぐくむ教育(生)・命を大切にする教育(命)・信頼し合う教育(信)の実施

平成21年度に策定した、市の今後の教育振興のあり方を定めた「中央市教育振興基本計画」に基づき、市の教育の基本である「まごころ」を基本に生きる力をはぐくむ教育、命を大切にする教育、信頼し合う教育を推進していきます。

また、「中央市教育の日(まごころの日)」を広報紙、市ホームページなどを活用し、広く一般にPRし、市民の理解の促進に努めます。

- 中央市教育振興基本計画の推進
- 市の教育方針に対する理解の促進

(4) 施策全体に関わる数値目標

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|---------------|-------------|---|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 幼児教育・学校教育の満足度 | 市民アンケート、満足度 | - | 59.0% | H18 | 66.5% | H23 | 70.0% | H29 |

■基本施策5 あらゆる世代への学びの提供

(1) 取り組み状況と成果

① 地域の特性を活かした生涯学習の推進

○ NPO、ボランティア団体と連携した生涯学習講座の企画・実施

- ◇ 生涯学習プログラムとして複数の講座等を開設しました。高齢者学習に特化したまごころ学園（高齢者学級）や成人学習のプログラムの一環として実施した複数のサークルでは、専門的な知識を有した市民および市民団体が自ら講座の講師を務めています。

○ 放課後子どもプランの推進

- ◇ 放課後子どもプランに基づき、民間委託による放課後子ども教室を開催しています。

○ 山梨大学など、県内大学との連携

- ◇ 山梨大学や山梨学院大学、山梨県立大学などの県内各大学より講師を招き、成人学習および、まごころ学園（高齢者学級）を中心に講演会を実施するとともに、放課後子ども教室では山梨大学の学生などが学習アドバイザーとして支援にあたっています。

○ 地域文化の伝承と交流の場づくり

- ◇ 放課後児童クラブを中心として、活動の拠点となる児童館に地域の高齢者を招待するとともに、週に1回程度「いきいきふれあい広場」を各児童館に開設し、子どもと高齢者がふれあえる場を設けています。

② 生涯学習や文化創造拠点の整備

○ 高齢者の健康と生きがいを育む学習の提供

- ◇ まごころ学園（高齢者学級）において、生きがいづくり、健康づくり教室や生涯学習講座などを実施しています。

○ 学習活動を通じた社会参加の促進

- ◇ まごころ学園（高齢者学級）では、複数の市民および市民団体が各教室・講座において講師を務めています。

③ スポーツ活動拠点の整備

○ スポーツ活動施設の整備

◇ 市民がよりよい環境でスポーツ活動が行えるよう施設整備を行いました。

○ 学校開放に向けた施設整備

◇ 学校施設について、新規もしくは建て替え改修を実施するとともに、学校施設の有効活用によりスポーツ振興へつなげました。

○ スポーツ指導者の育成

◇ スポーツ少年団の指導者に対して新課程での講習会を行うとともに、市民スポーツの拠点として、指導者の拡大にも力を入れて活動している市内の総合型地域スポーツクラブ[※]との連携を図り、支援を行っています。

④ 歴史文化の継承と文化財の保存整備

○ 地域文化への理解の促進

◇ 市内の文化財を巡る「ふるさとウォーキング」や郷土の歴史や文化を学ぶ歴史文化講座を開催するとともに、小学校の地域学習や高齢者の学習会等にも積極的に携わり、郷土に対する理解を深める支援を行っています。

◇ 市内の指定文化財を整理・紹介した文化財ガイドを作成・配付し、指定文化財について自ら学習できる機会を整備するとともに、市の広報紙を活用した積極的な情報提供を行いました。

○ 文化財保護、修復支援

◇ 指定文化財の維持・管理者へ、指定文化財維持管理報奨金を交付し、文化財の保護を奨励しています。

⑤ 図書館活動の推進

○ 子ども読書活動の推進

◇ 中央市立図書館では、複数のボランティアグループと連携して、読み聞かせ会を実施し、開催回数を増やすなど、年々その内容を充実させています。

◇ 子どもが良書にめぐり合えるよう児童書の充実を継続的に図るとともに、0歳児を対象とした「ブックスタート事業」、小学校新入生を対象としたブックプレゼントや夏休

※ 総合型地域スポーツクラブ 幅広い世代の人々が、各自の志向・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブを指します。

み中に開催した小学生対象のおはなし会、工作教室等、さまざまな事業を実施しています。

- ◇ 小中学校のカリキュラムに必要な図書資料の貸出や社会科見学等を実施するとともに、定期的な学校図書館司書と公共図書館司書との交流や読書調査による子どもの読書活動の実態把握に努めています。
- ◇ 日本図書館協会の「日本の図書館 統計と名簿2011」によると、人口3万人未満の全国57市の市立図書館の中で、中央市立図書館が、平成22年度実績で貸出数、蔵書数、資料費予算額で全国トップとなりました。

○ 図書館の利便性、安全性の確保

- ◇ 病院に入院中の子どもや障がいのある子ども、外国籍の子どもへの支援などを実施するとともに、図書館利用者の利便性、安全性向上のために駐車場の整備、車いす、ベビーカーの設置、段差の解消など、施設のバリアフリー化にも取り組んでいます。

(2) 現状と課題および施策の必要性

- ◆ 幼児から高齢者まで市民の幅広いニーズに対応した生涯学習の機会と内容の充実、情報提供の推進が求められています。また、生涯学習の拠点として、図書館機能の充実も求められています。
- ◆ 各種教室、講座等を受講する生徒が、学習活動を継続することができるよう、参加しやすい時間帯（曜日）などへの配慮、指導者や自主グループの育成が必要です。さらに、NPO、ボランティア団体および山梨大学や山梨学院大学、山梨県立大学などの県内各大学との連携による生涯学習プログラムのさらなる充実が必要です。
- ◆ 子どもたちが安全で健やかに過ごせる居場所づくりに向けて、放課後子どもプランのさらなる推進が求められています。また、地域文化の伝承と世代間の交流の場として、地域活動やボランティア活動の促進が求められています。
- ◆ 市内のスポーツ活動施設について、老朽化している施設も多く、施設維持管理費は年々増加傾向にあります。今後は、施設の利用状況、類似施設の近接状況、設置目的などを踏まえ、全市民的な視点から利用しやすいスポーツ施設の再配置などの検討が必要となっています。
- ◆ 市体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど各種スポーツ団体や生涯スポーツの推進役であるスポーツ推進委員[※]との連携により、市民ニーズを踏まえた効果的な

※スポーツ推進委員 スポーツ基本法に基づき市町村が委嘱するもので、生涯スポーツ推進のコーディネーターとしての役割を担います。

生涯スポーツ推進に向けた取り組みが必要です。また、スポーツ活動の指導者養成・確保・活用といった指導体制の充実が引き続き求められています。

- ◆ 文化財の中には、破損・腐朽・風化のおそれがあるものが含まれており、修理・保存処理など適切な対応が必要です。

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 地域の特性を活かした生涯学習の推進

○ NPO、ボランティア団体と連携した生涯学習講座の企画・実施

生涯学習にかかわる各種市民団体などとの連携を強化し、多様な学習テーマに対応した生涯学習プログラムの企画・実施、受講者の拡大、講師の確保に努めます。さらに、生涯学習の成果が学習者個人での活用にとどまらず、地域社会で広く活用されるよう、講座修了者が新たに講師になるシステムの導入、山梨県ことぶきマスター人材バンクへの講師登録の推進、指導者養成・研修事業の開催などについて検討を行います。また、各種教室のサークル化への支援など、生涯学習団体の活動促進に向けた支援を行います。

- 生涯学習プログラムの企画・実施
- 山梨県ことぶきマスター人材バンクへの講師登録の推進
- 指導者養成・研修事業の開催、支援
- 生涯学習団体の活動促進に向けた支援

○ 放課後子どもプランの推進

放課後子どもプランの推進に努めるとともに、地域の人々の協力を得ながら、学習支援やスポーツ活動を行う教室を開催するなど、子どもが安心して遊び、学べる居場所を確保します。

- 放課後子どもプランの推進
- 学習支援教室、スポーツ教室などの開催

○ 山梨大学など、県内大学との協働

県内大学との連携により、大学からの講師の派遣を要請するとともに、より高度な市民講座の開設を検討します。また、市民の自主的な学習活動を支援するため、大学で実施されている公開講座など生涯学習に関する情報の提供を推進します。

- 県内大学からの講師派遣要請、市民講座開設の検討
- 生涯学習に関する情報提供の推進

○ 地域文化の伝承と交流の場づくり

放課後子どもクラブ、いきいきふれあい広場などの取り組みにより、子どもと高齢者の交流を促進します。また、ふるさとウォーキングなどの地域活動、農業体験教室などの体験活動、環境美化などのボランティア活動等への参加を促し、世代間の活発な交流を進めます。

- いきいきふれあい広場の開設
- 世代間の交流促進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------------|---------------------|---|---------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 生涯学習講座等の参加者数 | 市が主催する生涯学習講座等への参加者数 | 一定数の参加者数を確保したことから、前期計画策定時と同様、平成17年から平成18年の増加率（年間あたり2%の増加）の維持を目指す。 | 2,643人 | H18 | 7,372人 | H23 | 8,300人 | H29 |

② 生涯学習や文化創造拠点の整備

○ 高齢者の健康と生きがいを育む学習の提供

高齢者の学習ニーズに応えるとともに、生きがいづくりに向けて、まごころ学園（高齢者学級）で提供されるプログラムのさらなる充実を図ります。参加しやすい時間帯（曜日）、会場までの移動手段の確保（市内循環バスの運行検討）などの配慮を行い、参加者の増加に努めます。また、多様な分野で活躍する人材を、まごころ学園に講師として派遣します。

- まごころ学園（高齢者学級）で提供されるプログラムの充実
- 参加者に配慮した開催時間帯、会場までの移動手段などの検討

○ 学習活動を通じた社会参加の促進

まごころ学園（高齢者学級）生の中から、学習会を通じて地域づくりの指導者となる人材を養成します。また、学習成果の発表の場や機会の提供、学習した知識を地域づくりやボランティア活動などへ活かせるよう、地域活動や地域イベントへの参加を促進していきます。

- 地域づくり指導者の育成
- 地域活動や地域イベントへの参加促進

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|-------------------|-------------------------|--------------------------|---------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| まごころ学園(高齢者学級)の生徒数 | まごころ学園(高齢者学級)に登録している生徒数 | 現況値から、年間あたり17名程度の増加を目指す。 | 257人 | H18 | 268人 | H23 | 370人 | H29 |

③ スポーツ活動拠点の整備

○ スポーツ活動施設の整備

地域住民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、市営スポーツ施設および運動場や体育館などの学校体育施設について、適切な維持管理に努めます。

また、今後の市内スポーツ活動施設のあり方について、公の施設検討委員会などで検討を行います。

- 市内スポーツ施設の適切な維持管理の推進
- 今後の市内スポーツ活動施設のあり方の検討

○ 学校体育施設の活用

市民スポーツ振興の観点から、市内小中学校と連携して運動場や体育館など学校体育施設について、地域への開放を推進します。また、施設の適切な利用に向けて、利用者に対して施設利用時のルール、マナーを徹底していきます。

- 市内小中学校と連携した学校体育施設の地域への開放推進

○ スポーツ指導者の育成

スポーツ指導者の育成に努め、日本体育協会公認スポーツ指導者の増加を目指します。また、スポーツ少年団の指導者については、指導者資格制度の改正に対応するため、講習会を開催するなど、新たな資格への移行を促進します。

- 日本体育協会公認スポーツ指導者の育成、増加
- スポーツ少年団指導者の新資格への移行促進

○ 各種スポーツ団体との連携

市体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど各種スポーツ団体との相互の連携を強化するとともに、各団体の主体的な運営を幅広く支援し、市民誰もがスポーツに親しめるよう、生涯スポーツを推進していきます。

また、生涯スポーツの推進役であるスポーツ推進委員協議会を定期的を開催し、市民ニーズを踏まえた事業を検討・実施し、年間を通じて生涯スポーツを実践する市民の増加を目指します。

- 各種スポーツ団体との連携強化、運営支援
- スポーツ推進委員協議会を中心とした生涯スポーツ事業の検討、実施

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------------------------|---------------------------------|------------------------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 市が所有するスポーツ施設の利用者数 | 市が所有するスポーツ施設の利用者総数 | 現況値から2割程度の利用者数の増加を目指す。 | 186,646人 | H18 | 179,981人 | H23 | 215,000人 | H29 |
| 年間を通じて、生涯スポーツを実践している市民の数 | 市体育協会加盟競技団体の登録者数(累計) | 現況値から年間あたり100人程度の登録者の増加を目指す。 | 2,116人 | H18 | 2,405人 | H23 | 3,000人 | H29 |
| 有資格指導者の登録者数 | (公財)日本体育協会に登録された公認スポーツ指導者の数(累計) | 現況値から年間あたり5人程度の指導者の増加を目指す。 | 42人 | H19 | 70人 | H23 | 100人 | H29 |

④ 歴史文化の継承と文化財の保存整備

○ 地域文化への理解の促進

市民が地域の歴史に対する理解を深め、文化財への愛護精神を高めるために、文化財めぐり(ふるさとウォーキングなど)や地域の歴史・文化に関する講座を開催するとともに、広報紙、市ホームページなどを活用し積極的に情報発信を行っていきます。また、児童・生徒の地域学習や高齢者の学習会等を充実させるために講師を派遣します。

- 文化財めぐり、歴史・文化に関する講座の開催
- 地域の歴史と文化財に関する積極的な情報発信
- 地域学習会等への講師の派遣

○ 文化財保護、修復支援

地域に伝わる文化財について調査・研究を行い、地域の歴史を知る上で重要なものは積極的に市指定文化財に指定し、保存、継承に努めます。また、文化財の保存に係る緊急性や必要性を適切に判断し、所有者などに対して文化財の保存への効果的な支援を行います。

- 文化財の調査・保存、継承
- 所有者などに対する文化財の保存への効果的な支援

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|---------|-------------|------------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 指定文化財件数 | 指定文化財件数(累計) | 現況値から、概ね、年間あたり1件程度の新規指定を目指す。 | 34件 | H19 | 36件 | H23 | 42件 | H29 |

⑤ 図書館活動の推進

○ 子ども読書活動の推進

「中央市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書環境の整備、読書機会の充実に努めていきます。子どもの発達段階に応じ、7ヶ月健診時に絵本を贈る「ブックスタート事業」、小学校入学時および中学校卒業時に本を贈る「ブックプレゼント事業」などの取り組みを行い、長期的な視点で子どもの読書活動を推進していきます。

また、家庭、ボランティア団体、幼稚園・保育所、小中学校、学校図書館、児童館、市立図書館などの連携・協力体制を強化し、図書館における読み聞かせ会のさらなる充実、小中学校のカリキュラムと図書館利用とを連動させた取り組みなどを実施していきます。

- 「中央市子ども読書活動推進計画」の推進
- 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
- 家庭、関連機関などとの連携・協力体制の強化
- 読み聞かせ会の充実
- 小中学校のカリキュラムと図書館利用の連動

○ 図書館の利便性、安全性の確保

市民の誰もが利用しやすく、安全性の高い図書館となるよう、施設のバリアフリー化を積極的に推進していきます。また、市民への情報提供の手段として有用な、図書館ホームページのさらなる充実に努めます。

- 施設のバリアフリー化の推進
- 図書館ホームページの充実

| 指標名 | 指標の定義 | | 前期計画策定時 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------------|--------------------------|----------------------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | | 値 | 年度 | 値 | 年度 | 値 | 年度 |
| 市立図書館の貸し出し点数 | 市立図書館の年間貸し出し点数(本、CD、DVD) | 現況値から年間あたり2～3%の貸出数の増加を目指す。 | 372,601点 | H18 | 374,755点 | H23 | 434,441点 | H29 |

